平成２９年（フ）第４１０２号
大阪市西区西本町３丁目１番50―805号、前住所大阪府箕面市新稲１丁目５番15号
債務者　大田　幸恵
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１１４号
大阪市大正区鶴町１丁目17番６―204号
債務者　森本　清枝
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１８９号
大阪市平野区長吉出戸２丁目１番10―304号
債務者　北園　和三
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２１９号
大阪市大正区鶴町２丁目９番９―512号、前住所大阪市生野区中川４丁目11番15号
債務者　楠本　愛子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２４１号
大阪市平野区背戸口５丁目６番12号　ＷｉＬＤ＆ＨＯＮＥＹ内
債務者　宮本　文惠
法定代理人成年後見人　藤内　健吉
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２７９号
大阪府門真市城垣町24番８号、前住所大阪府門真市北岸和田１丁目14番７―101号
債務者　山内　一成
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３１０号
大阪府寝屋川市萱島信和町21番７―103号、前住所大阪府寝屋川市高宮２丁目17番20号
債務者　西方　伸二
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３２４号
大阪府四條畷市岡山５丁目18番１号　ルーラル松浦101
債務者　竹下　俊文
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３８３号
大阪市東淀川区南江口３丁目２番48号　ジュネス西平203号
債務者　井本　正人
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３９２号
大阪府豊中市二葉町１丁目14番20―703号
債務者　石丸　敦子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３９７号
大阪市北区長柄西１丁目５番16号　アメニティ天神橋　60Ｂ号室
債務者　久永　史郎
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４０１号
大阪市北区長柄西１丁目１番34号
債務者　荒井　浩志
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４０２号
大阪市東淀川区淡路３丁目13番23―207号
債務者　太田　文代
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８号
北海道芦別市北６条西４丁目１番地　市営・あけぼの団地４号棟38号岡田慎也方、住民票上の住所北海道芦別市北７条西３丁目１番地（みずほ団地72号）
債務者　柴田　静香
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町125番地24
債務者　髙瀬惠津子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係